

一般社団法人岩手県聴覚障害者協会 手話講師派遣事業実施要綱

1 目的

岩手県内の公共機関および事業所等が行う手話講習会等に講師を派遣し、聴覚障がい者への理解や手話の普及を広めることを目的とし行う。

2 実施主体

一般社団法人岩手県聴覚障害者協会（以下当協会という）

3 派遣先および派遣講師の条件

(1) 派遣先

岩手県内にある公共機関および事業所。ただし、特定の政治・宗教活動を目的として実施される事業に関しては派遣を行わない。また、市町村が実施する「手話奉仕員養成事業」にかかる事業の委託契約を当協会と交わしている場合は、別途定めによる。

(2) 派遣講師

- ① 派遣講師は原則として当協会が定める手話奉仕員養成事業有資格者名簿に掲載されている者を派遣する。
- ② 派遣先が費用負担できない場合には、①の限りではなく当協会会長が指名するものとする。

4 派遣時間、派遣人数・費用

(1) 時間

1回の派遣時間は60分（以下1単位とする）を基準とする。ただし、特別な事情がある場合、その限りではない。

(2) 派遣人数

原則、1回15名以上の場合、2名の講師を派遣する。

(3) 費用

① 講師謝金

1単位講師1人あたり講師料とし4,000円とし、1単位を超える場合は、30分毎に2,000円の加算とする。依頼者がこれを超える規定金額の場合、それに準ずる。また、これに該当しない場合、別途協議し定めることとする。

② 講師旅費

実費とし、依頼者がこれを超える規定金額の場合、それに準ずる。

(一社) 岩手県聴覚障害者協会 FAX 019-601-2021

5 講師派遣の手続き

- (1) 派遣を希望するもの（以下依頼者という）は、講習会実施の4週間前までに手話講習会講師派遣申込書（様式1）を当協会に提出する。
- (2) 該当する内容に即した講師を選定し、手話講師依頼書（様式2）を該当講師に通知する。
- (3) 当協会は、手話講師派遣決定通知書（様式3）を依頼者に通知する。
- (4) 依頼者は実施終了後、請求書を発行し、速やかに講師料等を当協会に支払うものとする。ただし、依頼者の事情により振込とならない場合には、別途協議するものとする。
- (5) 当協会は、口座振込により講師に謝金を支払う。
- (6) 提出書類は、持参および郵送のほか、FAX および電子メールによるものも可とする。
- (7)

6 事務経費について

- (1) 依頼者より1件につき1,000円を徴収することとする。
- (2) 依頼者より支払われる講師料が直接講師に支給された場合、源泉徴収税納付後の金額の100分の10を講師派遣手数料として、当協会が講師より徴収するものとする。
- (3)

7 その他

- (1) 4により依頼者が謝金を準備できない場合、会長が認めた場合、協会より謝金等を支給するものである。
- (2) この定めによらない場合は、別途協議するものとする。